# ブロックの班構成と担当部会に関する付則

第１条　上甲子園１丁目福祉会（以下、本会という）の会則５条２項に準拠して本付則を定める。

第２条　ブロックに属する班を構成する正会員数は、原則として５世帯以上２０世帯未満を基準とする。班の正会員数が前記基準を下回るか、または上回った場合、本会会長は、当該班の同意と本会役員会の承認に基づき班の統合または分割を必要に応じて適時行えるものとする。

第３条　本付則の表１に定める各ブロックは、本会会則１２条２項に基づき、毎事業年度末に開催する次期班長説明会においてブロック代表者１名および表２に定める担当部会の班長役員１名を選定する。ブロック代表者および班長役員の選定方法は、他に適切な手段が見出せない場合は抽選で行うものとする。ただし、本会役員またはその同居家族が班長の場合は、ブロック代表者および担当部会の班長役員の選定から除外する。

## 表１：ブロックの班構成

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第１ブロック | １班 | ２班 | ３班 | ４班 | ５班 | |
| 第２ブロック | ６班 | ７班 | ８班 | ９班 | １０班 | |
| 第３ブロック | １２班 | １３班 | １４班 | １５班 | １６班 | １７班 |
| 第４ブロック | １８班 | ２０班 | ２１班 | ２２班 | | |
| 第５ブロック | ２３班 | ２４班 | ２５班 | ２６班 | ２７班 | ２８班 |
| 第６ブロック | ２９班 | ３０班 | ３１班 | ３２班 | ３３班 | ３４班 |
| 第７ブロック | ３５班 | ３６班 | ３７班 | ３８班 | ３９班 | |
| 第８ブロック | ４０班 | ４２班 | ４４班 | | | |

＊構成会員の減少により旧２班を２０２０年４月をもって7班に編入。これに伴い、プレステージ班を２班に改称。また、２０１８年３月末に退会したハイツ上甲子園（１９班）を班構成から削除し、１９班所属会員のうち、退会を希望しない会員を１８班に編入。

第４条　各ブロックの担当部会は、本会会則３１条に定める役員会の決議により決定し、表２「ブロックの年度別担当部会」に規定する。

第５条　各ブロックの年度別担当部会は、本会の事業運営または部会の活動状況に合わせ、必要に応じて変更することができる。

第６条　各ブロックの班長は、表２「ブロックの年度別担当部会」に定めた部会に所属し、本会会則に定める部会活動を担う。

## 表２：ブロックの年度別担当部会

| | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度 | 2028年度 | 2029年度 | 2030年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第１ブロック | 環境衛生部 | 防犯部 | 防犯部 | 福祉部 | 福祉部 | 環境衛生部 | 環境衛生部 | 環境衛生部 |
| 第２ブロック | 環境衛生部 | 環境衛生部 | 防犯部 | 防犯部 | 福祉部 | 福祉部 | 環境衛生部 | 環境衛生部 |
| 第３ブロック | 環境衛生部 | 環境衛生部 | 環境衛生部 | 防犯部 | 防犯部 | 福祉部 | 福祉部 | 環境衛生部 |
| 第４ブロック | 環境衛生部 | 環境衛生部 | 環境衛生部 | 環境衛生部 | 防犯部 | 防犯部 | 福祉部 | 福祉部 |
| 第５ブロック | 福祉部 | 環境衛生部 | 環境衛生部 | 環境衛生部 | 環境衛生部 | 防犯部 | 防犯部 | 福祉部 |
| 第６ブロック | 福祉部 | 福祉部 | 環境衛生部 | 環境衛生部 | 環境衛生部 | 環境衛生部 | 防犯部 | 防犯部 |
| 第７ブロック | 防犯部 | 福祉部 | 福祉部 | 環境衛生部 | 環境衛生部 | 環境衛生部 | 環境衛生部 | 防犯部 |
| 第８ブロック | 防犯部 | 防犯部 | 福祉部 | 福祉部 | 環境衛生部 | 環境衛生部 | 環境衛生部 | 環境衛生部 |

＊2031年度以降は、2023年度以降にならう